限定承認公告

本籍埼玉県深谷市本郷二一八一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　内田　節男

右被相続人は平成二十六年二月十日死亡し、その相続人は平成二十六年九月二十二日さいたま家庭裁判所熊谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月八日

埼玉県比企郡小川町東小川二丁目一八番地

一〇　相続財産管理人　浅見　和子

限定承認公告

本籍東京都新宿区大久保三丁目一七〇番地二二、最後の住所東京都文京区小石川二丁目二〇番一〇―五〇二号

被相続人　亡　西村　卓

右被相続人は平成二十六年五月二十九日死亡し、その相続人は平成二十六年九月二十五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月八日

東京都文京区小石川二丁目二〇番一〇―一〇一号　相続財産管理人　西村　園子

限定承認公告

本籍宮城県仙台市宮城野区五輪二丁目二六一番地、最後の住所大阪市浪速区敷津西二丁目五番一―二〇一号　被相続人　亡　澁谷　一介

右被相続人は平成二十六年五月十六日死亡し、その相続人は平成二十六年九月二十五日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月八日

東京都町田市旭町三―一〇―五

相続財産管理人　澁谷　憲一

限定承認公告

本籍石川県金沢市みどり二丁目一番地一、最後の住所石川県金沢市上安原二丁目一五七番地

被相続人　亡　戸田　修

右被相続人は平成二十六年七月三十一日死亡し、その相続人は平成二十六年九月三十日金沢家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月八日

石川県金沢市上安原二丁目一五七番地

限定承認者　戸田　吉治

限定承認公告

本籍大阪府泉北郡忠岡町忠岡中三丁目一〇六〇番地の二号、最後の住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡東一丁目二二番一三号グリーンハイツ六―B　被相続人　亡　石原由美子

右被相続人は平成二十六年七月二日死亡し、その相続人は平成二十六年九月二十九日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月八日

大阪府泉北郡忠岡町忠岡北一丁目一番三七号

相続財産管理人　浅井　範子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六十億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十六年五月二十七日付官報号外第一一五号の五十三頁に掲載されています。

平成二十六年十月八日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　白馬キャピタル3特定目的会社

取締役　中村　武

正誤

平成二十六年七月九日（号外第百五十四号）公布財務省令第五十一号（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二〇ページ下段二行目から三行目までの

「

所在地	
名称	
法人番号	
所在地	
名称	
所在地	
名称	
個人番号又は法人番号	
所在地	
名称	
法人番号	

」

は

「

所在地	
名称	
法人番号	
所在地	
名称	
所在地	
名称	
個人番号又は法人番号	
所在地	
名称	
法人番号	

」

の誤り。

◉号外　十月八日付第二三三号四八ページ●同日付第二二四号一七二八ページ●同日付政府調達第一八九号四〇ページ

◉付録　九月官報目録一二ページ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）